

重要事項説明書

この居宅介護支援重要事項説明書は、利用者が、居宅介護支援サービスを受けられる際に、利用者やそのご家族に対し、当事業所の事業運営規程の概要や従業者などの勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

厚生省令第38号の規程に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容について、次の通り説明致します。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社あゆみ
所在地	〒381-0023 長野市大字風間1100番地415
法人種別	株式会社
代表者名	徳重 小十代
電話番号	TEL：026-214-2987 FAX：026-214-2988

2. 事業所概要

事業所名称	介護支援センターあゆみ
所在地	〒381-0023 長野市大字風間1100番地415
電話番号	TEL：026-214-1020 FAX：026-214-1025
指定事業所番号	2070106964
サービス提供地域	長野市(旧戸隠村、旧大岡村、旧鬼無里村、旧信州新町、旧中条村は除く)

3. 事業目的、運営方針

事業目的	要介護状態にある高齢者に対し、居宅において、その有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援を提供することを目的とします。
運営方針	1. 要介護状態等にある利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援致します。 2. 利用者の心身の状況、また置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援致します。 3. 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者に提供される指定居宅サービスなどが指定の種類、または特定のサービス事業者に偏ることのないように公正中立に事業を実施致します。ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の照会を求めることが可能であり、位置づけた理由を求めることが可能です。 4. 関係市町村、地域の保健医療福祉サービス・指定特定相談支援事業者等との綿密な連携に努めます。

4. 事業所の職員体制

職 種	社 員 数	計	計
管理者	1名（兼務 1名）	1名	3名
介護支援専門員	3名（内兼務 1名）	3名	

従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員などの従業者の管理、又、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、厚生省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態にあるご利用者及びそのご家族の相談を受け、利用者がその心身の状況などに応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、又必要に応じて施設サービスを利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設などとの調整を行います。

5. 営業時間

月曜日から金曜日 8：30～17：30 （8月14日～16日、12月29日～1月3日、祝日を除く） ※土曜・日曜・祝日は営業しておりませんが、24時間365日、連絡を取り合う事ができる体制を整備しています。

6. 提供されるサービス内容

（1）居宅サービス計画の作成

- ① 利用者のご自宅、または利用者（その家族）が指定する場所へ介護支援専門員が出向き、御相談をお受けします。面接により、利用者の心身状況・取り巻く環境等を把握します。
- ② 要介護状態等にある利用者の状況を総合的に捉え、利用者の相談内容に対応できる書式化されたアセスメント方法を基礎に課題分析し居宅サービス計画を作成します。
- ③ 利用する居宅サービスの選択にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
- ④ 利用者が訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望する場合、介護支援専門員は利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めます。意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は、主治の医師等に交付します。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の指定居宅サービス等について、介護保険給付の有無や利用料等、利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案への利用者の同意を確認します。同意しない場合には、利用者は事業所に対し再作成を依頼することができます。
- ⑦ 提供の開始に際し、予め利用者又はその家族は、利用者が医療機関に入院する際には、当該医療機関に対し、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝える必要があります。

(2) サービス実施状況の把握、評価について（モニタリング）

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- ② 上記の把握にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行うこととし、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、その状況を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報提供を受けたとき等においては、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提出します。
- ⑤ 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断される場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

(3) 居宅サービス計画の変更について

- ① 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業所双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
- ② 利用者、その家族及び、サービス提供事業者との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。

(4) 要介護認定等の協力について

事業所は、利用者の要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

7. 利用料金及びその他費用

- (1) 利用料金については、要介護認定を受けられた方は、介護保険給付から支給される仕組みとなっているため、自己負担は生じません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日該当する市町村の窓口へ提出されますと、全額払い戻しを受けられます。

- (2) 利用料金

※当事業所は居宅介護支援費（Ⅰ）を算定しております。 別紙1 参照

- (3) 交通費

利用者の居住地域が通常の事業実施地域以外の場合でも、交通費等は頂きません。

- (4) 解約料

利用者はいつでも契約を文書により解約することができ、料金は一切かかりません。

8. サービスの利用割合及び同一事業所が提供した割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、6カ月毎（前期：3月1日～8月31日 後期：9月1日～2月末日）に同一事業所によって提供された割合を算出し、紹介率最高法人の割合が80%を超えていないか確認します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおり。

9. 個人情報の取り扱い

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 予め文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10. 事故発生時の対応

サービス提供中に、利用者の容態の変化又は事故が発生した場合には、速やかに主治医、救急隊、親族などへ連絡致します。又その事故等について、明確にしなければならないことや、連携が必要な場合には、国保連合会または県・介護支援課、市町村などに相談、指導、指示等を行い、利用者が困難な状態にならないように対応致します。

また、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故等が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援等の継続的な提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」とする）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は株式会社あゆみ（以下「(株)あゆみ」とする）が立ち上げたBCP委員会へ所属し、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

12. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ① 事業所は(株)あゆみが立ち上げた虐待防止委員会に所属し、定期的に虐待防止のための対策を検討する委員会を開催、指針の整備をし、その結果を事業所職員へ周知徹底、定期的な研修（年1回以上）を行います。
 - ② サービス提供中にサービス事業所職員、または利用者の家族や関係者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合（疑い含む）は、契約書第15条第4項に準じ速やかにこれを市町村へ通報し、事実確認に協力します。
- (2) その他、虐待防止に関する詳細については、虐待防止委員会の指針に準じます。

1 3. 身体拘束の適正化

- (1) 事業所職員は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急や、やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。
- (2) 事業所職員は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急や、やむを得ない理由を記録します。

1 4. 認知症介護研修の取り組み

事業所職員は、認知症についての理解と更なる知識向上のために、年1回以上の研修会に参加します。

1 5. ハラスメント防止・対策

- (1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するため、事業所は(株)あゆみが立ち上げたハラスメント委員会に所属し、委員会の開催、指針の整備、研修参加、事業所職員へ周知徹底し、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は利用者、その家族や関係者より事業所職員がハラスメント(暴行・脅迫・ストーカー・SNSでの誹謗中傷などの違法な行為、暴言・恫喝・人格否定・侮辱・意に反して身体を触る(性的な言動)など正当な理由がない過度な要求や行為)を受け、適切なサービス提供ができない状況になった場合、その場を退室します。また、ハラスメントの内容によっては、警察や市町村などへ届け出ることもあり、契約書第12条に基づきますが、直ちに契約を終了することができます。
- (3) その他、ハラスメントに関する詳細については、ハラスメント委員会の指針に準じます。

1 6. 感染症対策の強化

事業所は、感染症の発生やまん延等に関する取り組みとして、(株)あゆみが立ち上げた感染症対策を含む安全委員会に所属し、委員会の出席、指針の整備、研修会の参加、訓練の実施を行います。

1 7. 苦情申し立て・相談窓口

介護支援センターあゆみ	住所：長野市大字風間1100-415	電話：026-214-1020
長野市役所 介護保険課	住所：長野市大字鶴賀緑町1613	電話：026-224-7871
国民健康保険団体連合会	住所：長野市西長野町143-8	電話：026-238-1580

本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

(事業所) 住所 長野市大字風間 1 1 0 0 - 4 1 5

名称 介護支援センターあゆみ

(説明者) 所属 介護支援センターあゆみ

氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業所より居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(上記代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印